

令和7年 横浜南署管内における 建設業労働災害の現状 (令和6年の労働災害のとりまとめ)

第14次労働災害防止推進計画の推進状況

職場における熱中症対策の強化について(令和7年6月施行)

新たな化学物質規制が施行されました

一人親方等の立入禁止等の保護措置の義務化(令和7年4月施行)



建設業労働災害防止協会
神奈川支部横浜南分会
監修:横浜南労働基準監督署

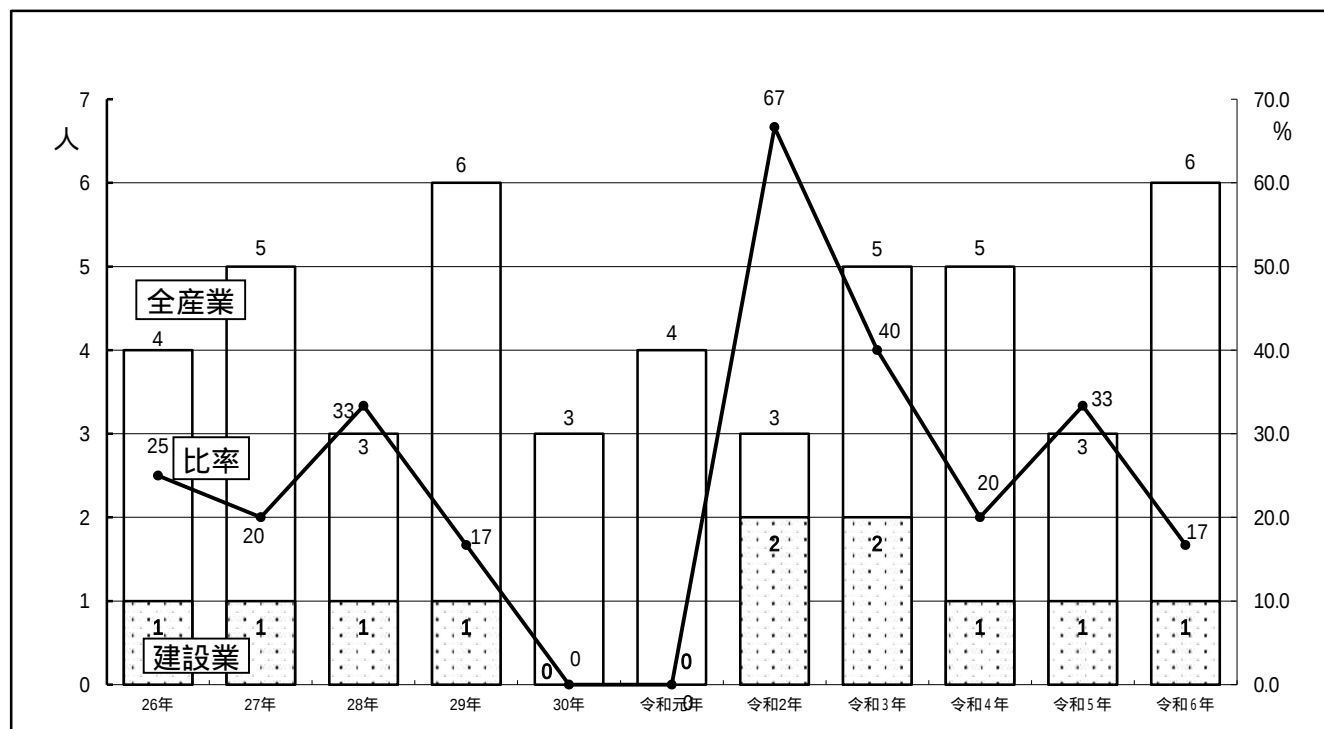
目 次

1	労働災害の推移	... 1
2	工事種別の災害発生状況	... 2
3	事業規模別の災害発生状況	... 4
4	年齢階層別の災害発生状況	... 4
5	事故の型別の災害発生状況	... 5
6	起因物別の災害発生状況	... 5
7	災害程度別の災害発生状況	... 6
8	建設業の月別災害発生状況	... 7
9	令和6年 死亡災害発生状況(神奈川県労働局)	... 8
10	令和6年 建設業の死亡災害の概要(神奈川県労働局)	... 9
11	令和6年 業種別労働災害発生状況(署)	... 13
12	第14次労働災害防止計画の推進状況	... 14
13	法改正等について	... 18
14	労働基準監督署名簿	

備考 労働災害統計等は原則として資料作成時(令和7年5月)の労働者死傷病報告を基礎資料としていますが、資料によっては異なるものもあります。
なお、災害の年次別の推移をみるため、**死傷者数**については新型コロナウイルス感染症によるものを**除いた数値**とし、**死亡者数**には新型コロナウイルス感染症によるものを**含む数値**としています。

1 労働災害の推移 横浜南署

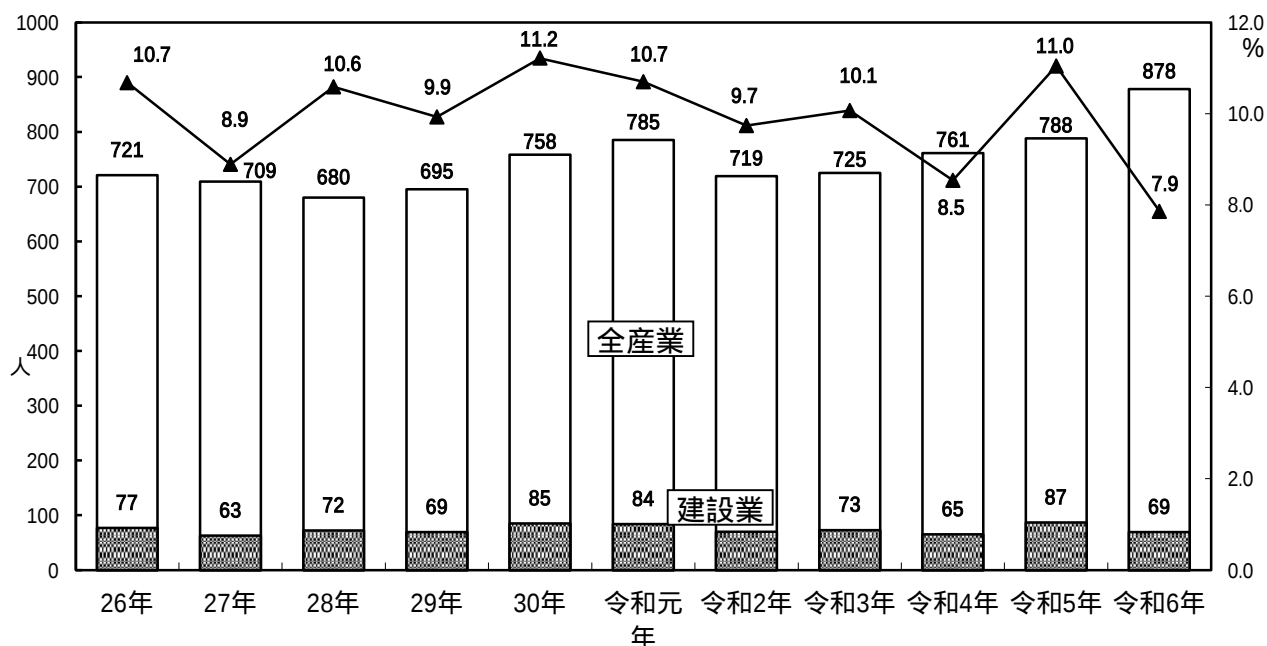
図1 労働災害による死亡者数の年次別推移（新型コロナウイルス感染症によるものを含む）



横浜南署管内の建設業の死亡者数は図1のとおり平成30年、令和元年には発生なしとなった。しかし、令和2年、同3年には2件の発生があり、令和4年以降3年連続で死亡災害が1件発生した。

全産業に占める建設業の死亡者数の比率は、直近5年間（令和2年～令和6年）の平均値が35.4%であり、令和元年～令和5年の平均値32.0%から3.4ポイントの増加である。

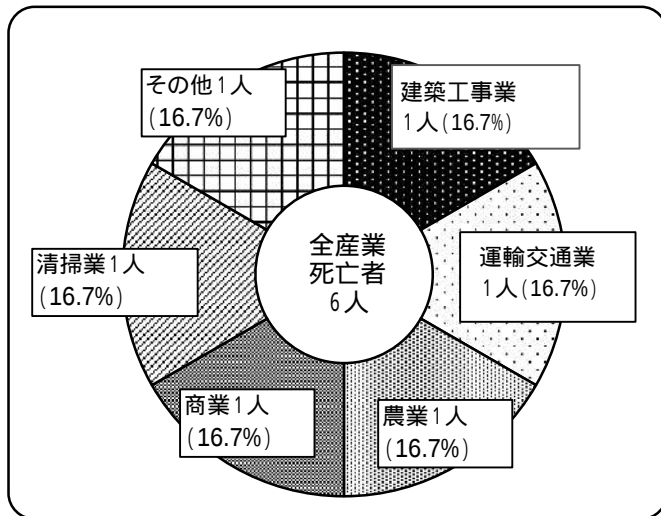
図2 死傷者数の年次別推移（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）



横浜南署管内の建設業の死傷者数は、令和5年は87人と前年比33.8%増（22名増）と急増したが、令和6年は69人であり令和4年の水準まで減少した（20.6%減）。全産業の死傷者数は、令和2年以降4年連続で増加しており、令和6年は878人であり前年比90人増（11.4%増）と大幅増加した。

2 業種・工事種別の災害発生状況

図2-1 令和6年 全産業・業種別の死亡者(横浜南署)
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



(参考) 令和6年(神奈川県)
全産業・業種別の死亡者

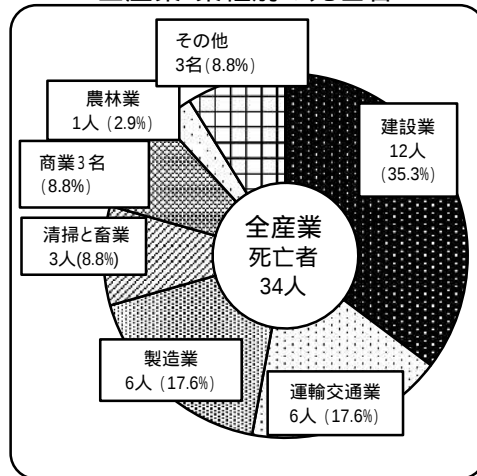
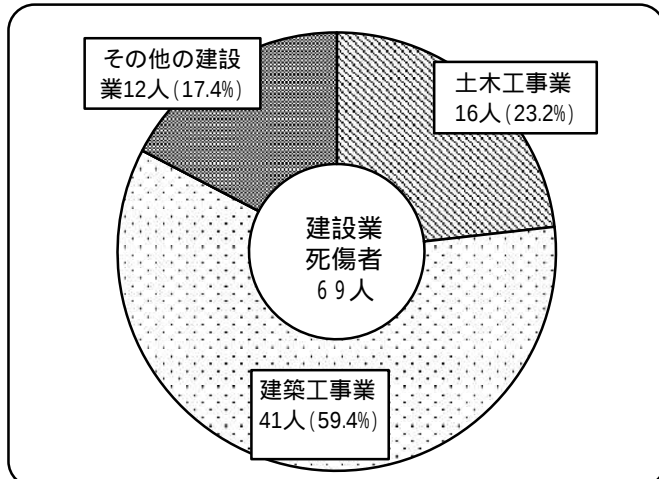
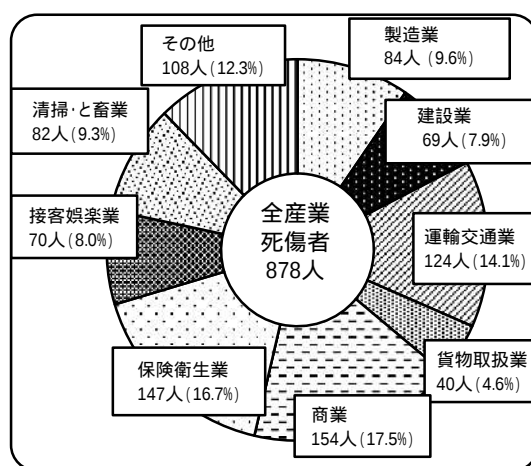


図2-2 令和6年 建設業・工事種別の死傷者(横浜南署)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



(参考) 令和5年(横浜南署)
全産業・業種別の死傷者



令和6年の横浜南署管内の死亡者数は図2-1のとおりであり、建設業では1件の死亡災害が発生した。

建設業の工事種別における死傷者数は図2-2のとおり、建築工事業が41人(59.4%)と最多、次いで土木工事業16人(23.2%)の順であった。死傷者数について全産業に占める建設業の割合は7.9%であった。神奈川県管内における平成26年以降における工事種別の死亡者の推移は図2-3のとおりであり、令和3年の21名のピークから令和4年度は9名、令和5年16名と増減したが、令和6年は12名(前年比4名減)であった。

図2-3 建設業・工事種別の死亡者の推移(神奈川県)(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

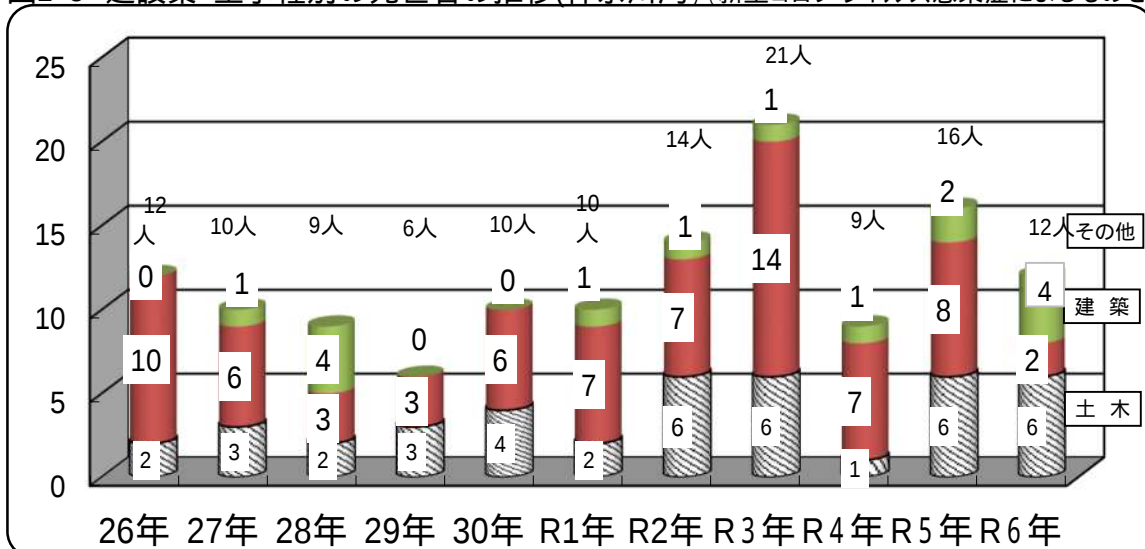


図2-4 建設業・工事種別の死傷者数・死亡者の推移(横浜南署)

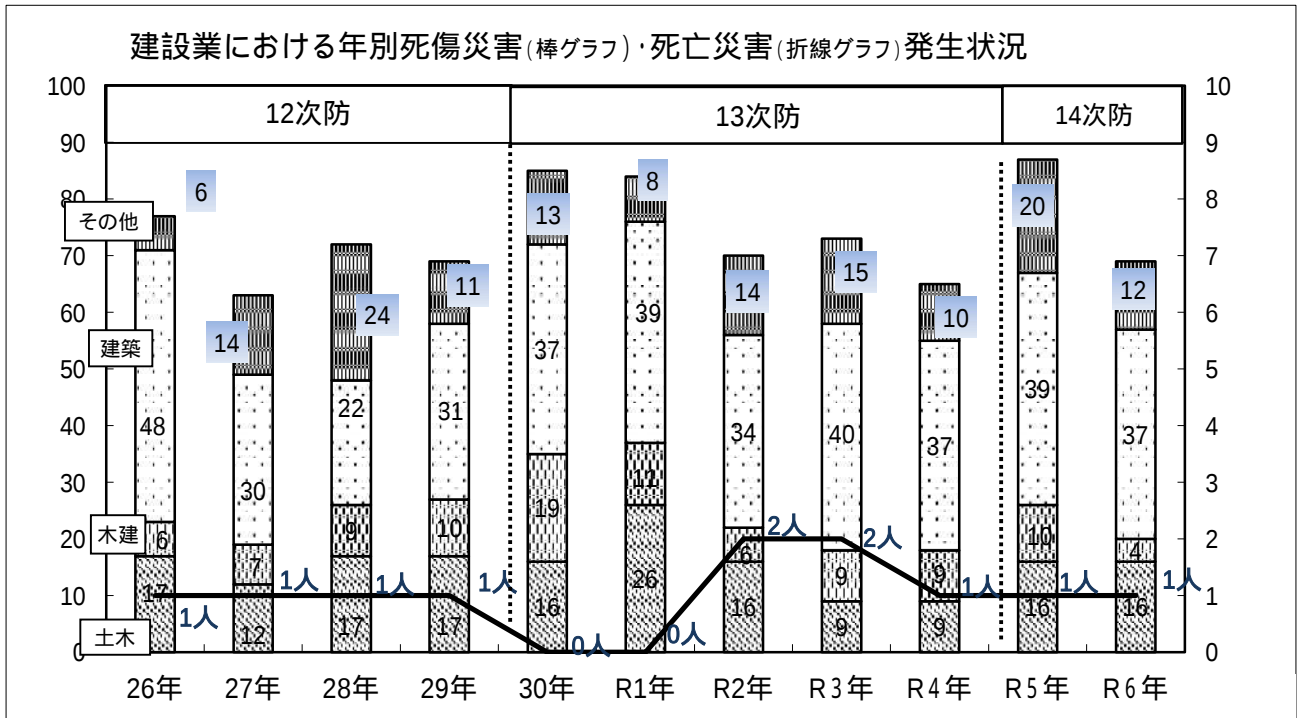
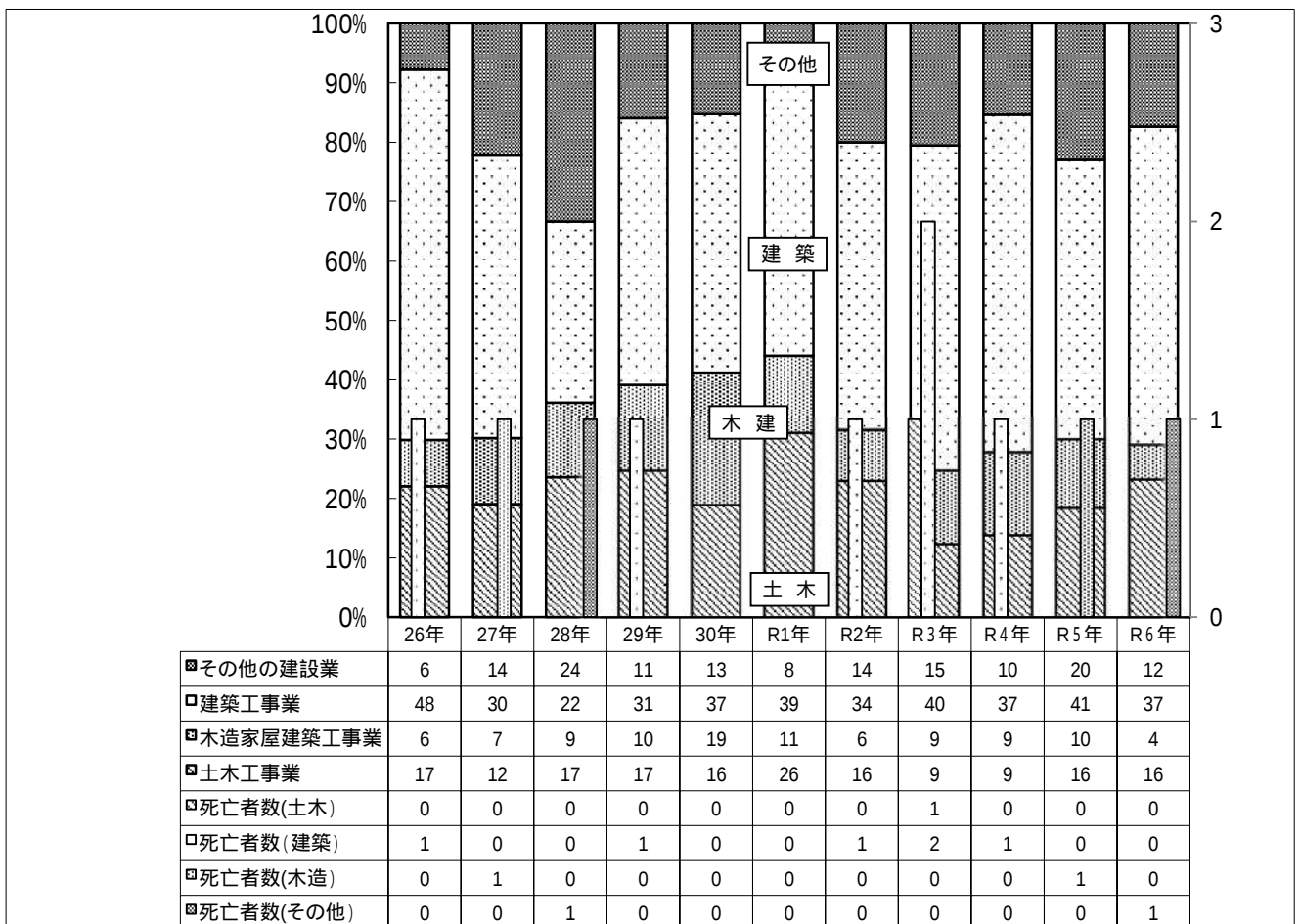


図2-5 工事種別の死亡者数・死傷者数構成比の推移(横浜南署)



3 事業規模別の災害発生状況

いずれも新型コロナウイルス感染症によるものを除く

図3-1 規模別の死傷者数(神奈川局)

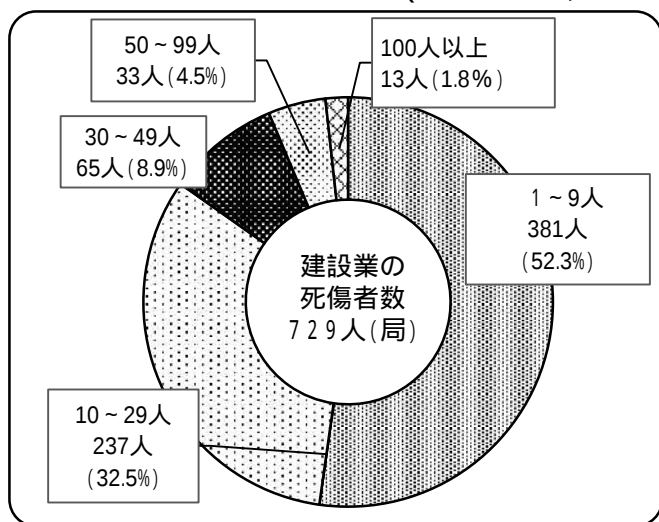
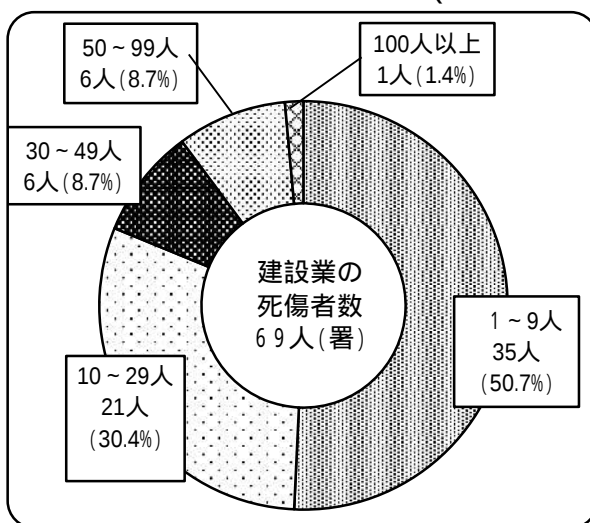


図3-2 規模別の死傷者数(横浜南署)



横浜南署管内の建設業の規模別死傷者数は図3-2のとおり10人未満の事業場が35人と最多で、全体の50.7%を占める。次いで10人～29人の21人(30.4%)、30～49人の6人(8.7%)と続き、建設業の死傷者数全体の89.9%が50人未満の事業場で発生している。神奈川局全体においても図3-1のとおり同様の傾向にあり、建設業全体の93.7%が50人未満の事業場で発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

いずれも新型コロナウイルス感染症によるものを除く

図4-1 年齢階層別の死傷者数(神奈川局)

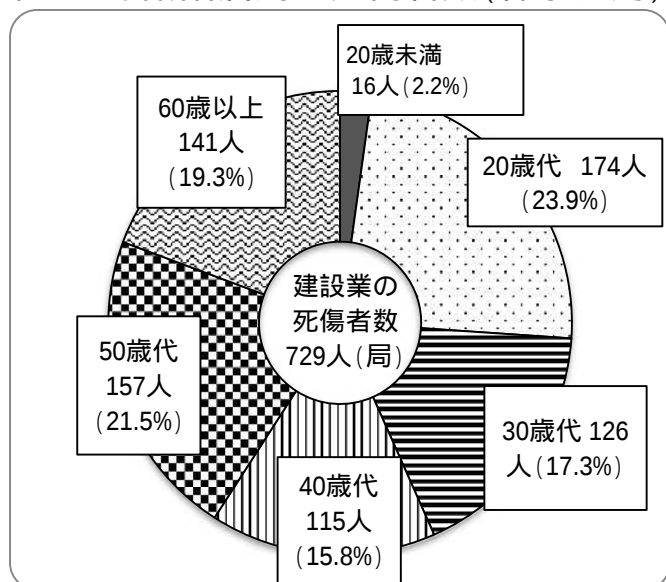
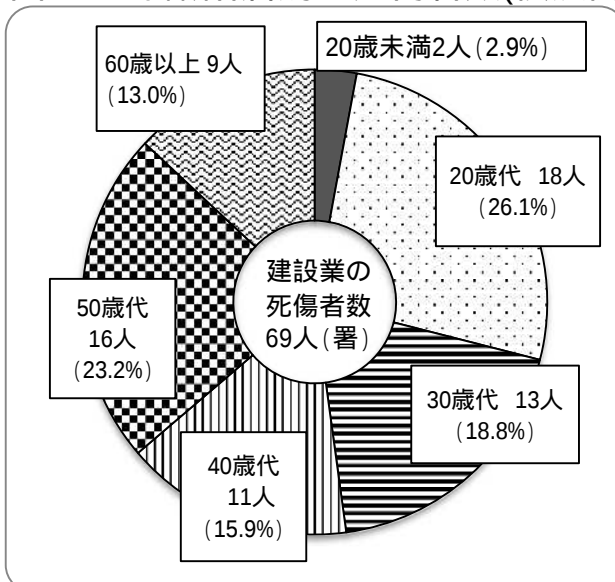


図4-2 年齢階層別の死傷者数(横浜南署)



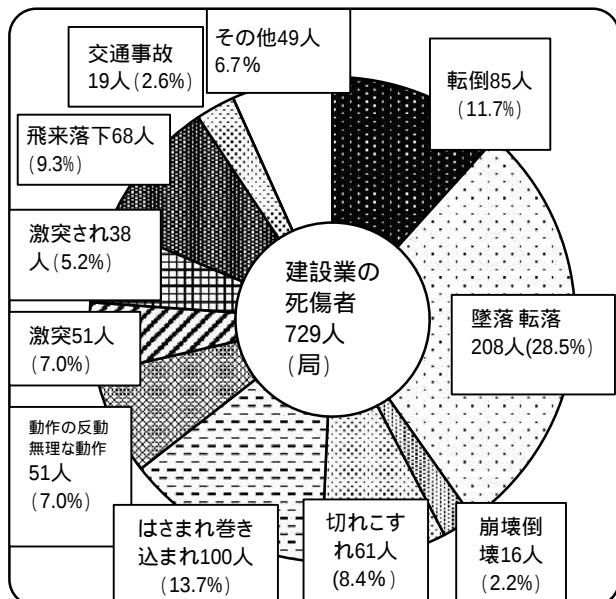
神奈川局全体では図4-1のとおり20歳代が最多の174人(23.9%)、次いで50歳代の157人(21.5%)と続くが、各年齢層で一様に発生している。

横浜南署管内における年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり20歳代が最多の18人(26.1%)、次いで50歳代の各16人(各23.2%)となっている。

令和5年は局・署ともに50歳代の発生件数が最多だったが、令和6年度は20歳代が最多となった。

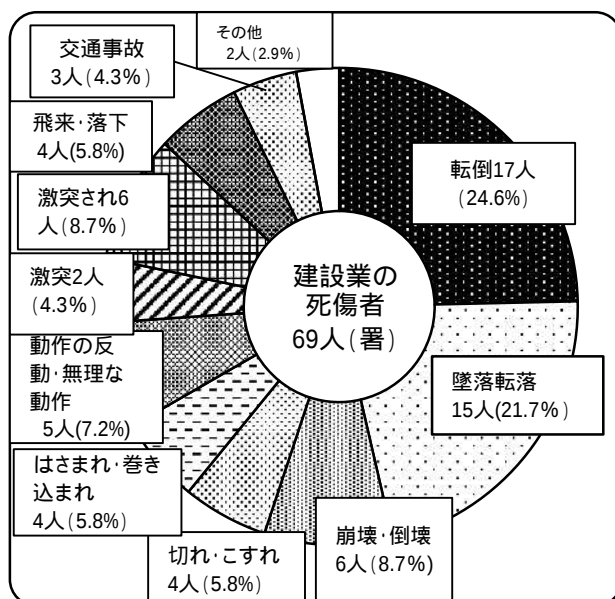
5 事故の型別の災害発生状況

図5-1 建設業の事故の型別の死傷者(神奈川局)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



神奈川局管内における建設業の事故の型別の死傷者数は、図5-1のとおり「墜落・転落」208人(28.5%)、次いで「はさまれ巻き込まれ」100人(13.7%)、「転倒」85人(11.7%)の順に多くなっている。

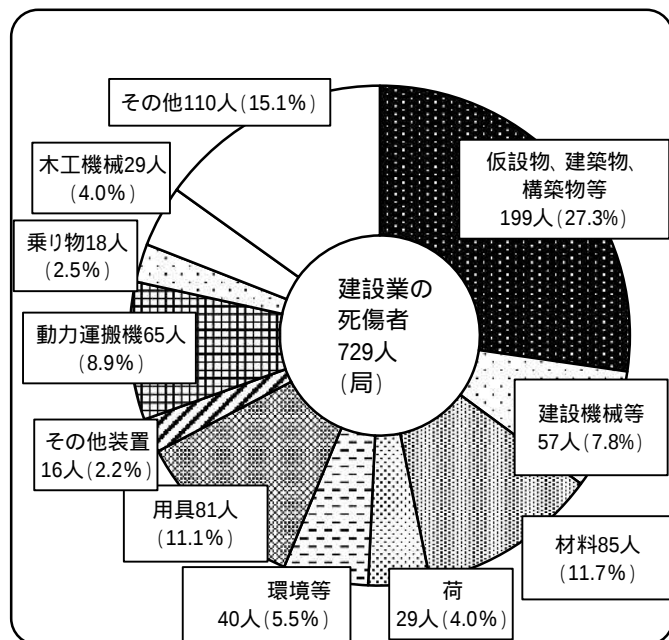
図5-2 建設業の事故の型別の死傷者(横浜南署)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



横浜南署管内の建設業の事故の型別の死傷者数は、図5-2のとおり「転倒」が17人(24.6%)と最多、次いで「墜落・転落」の15人(21.7%)であった。

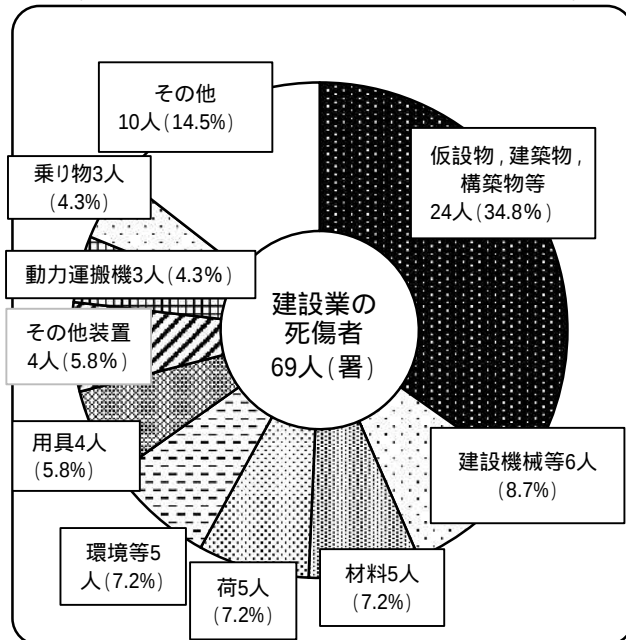
6 起因物別の災害発生状況

図6-1 建設業の起因物別の死傷者(神奈川局)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



神奈川局管内の建設業の起因物別の死傷者数は、図6-1のとおり「仮設物、建築物、構築物等」が最多の199人(27.3%)、次いで「材料」85人(11.7%)、「動力運搬機」65人(8.9%)、「建設機械等」57人(7.8%)であった。

図6-2 建設業の起因物別の死傷者(横浜南署)
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



横浜南署管内の建設業の起因物別の死傷者数は、図6-2のとおり「仮設物、建築物、構築物等」が最多の24人(34.8%)、次いで「建設機械等」が6人(8.7%)、「材料」「荷」「環境」が各5人(7.2%)であった。

7 災害程度別の災害発生状況

図7 - 1 全産業の災害程度別の死傷者(横浜南署)

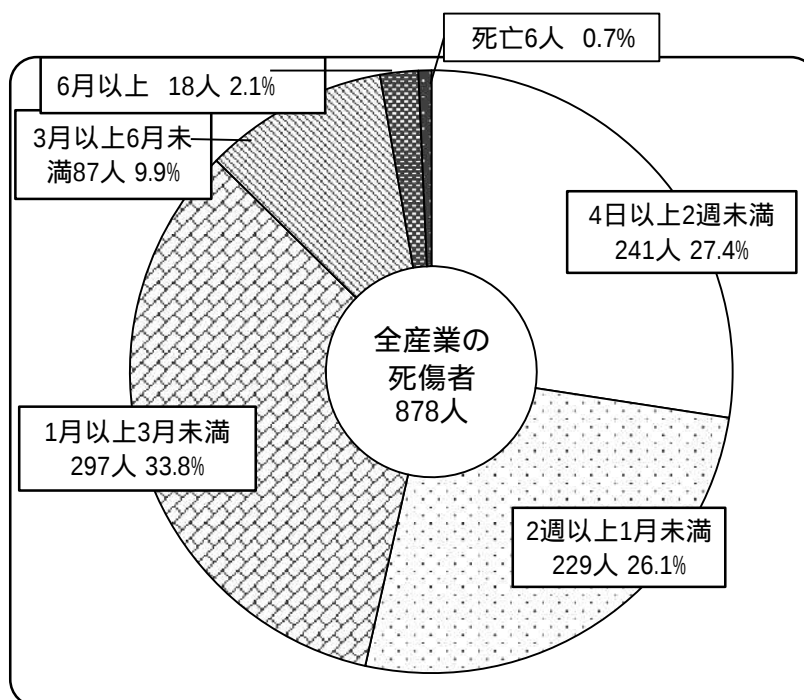
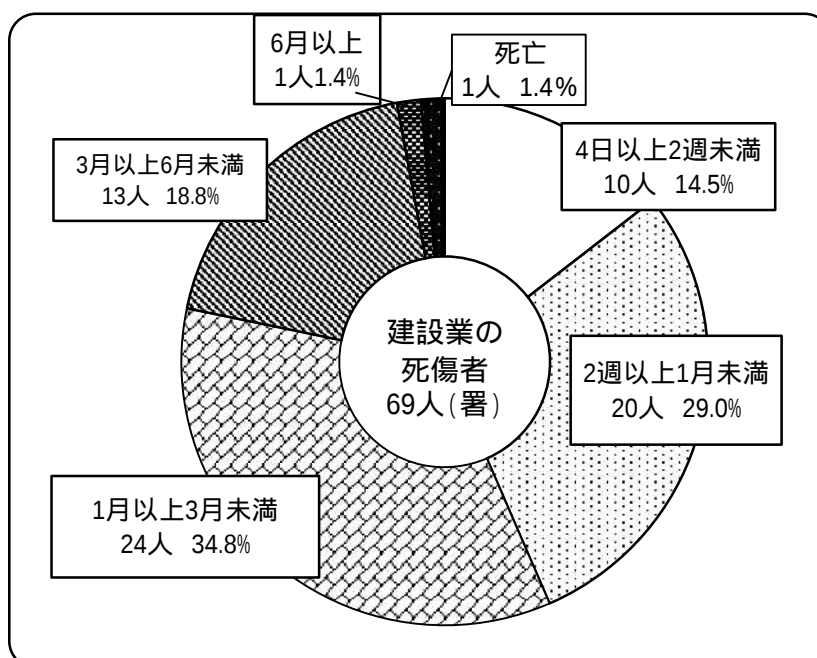


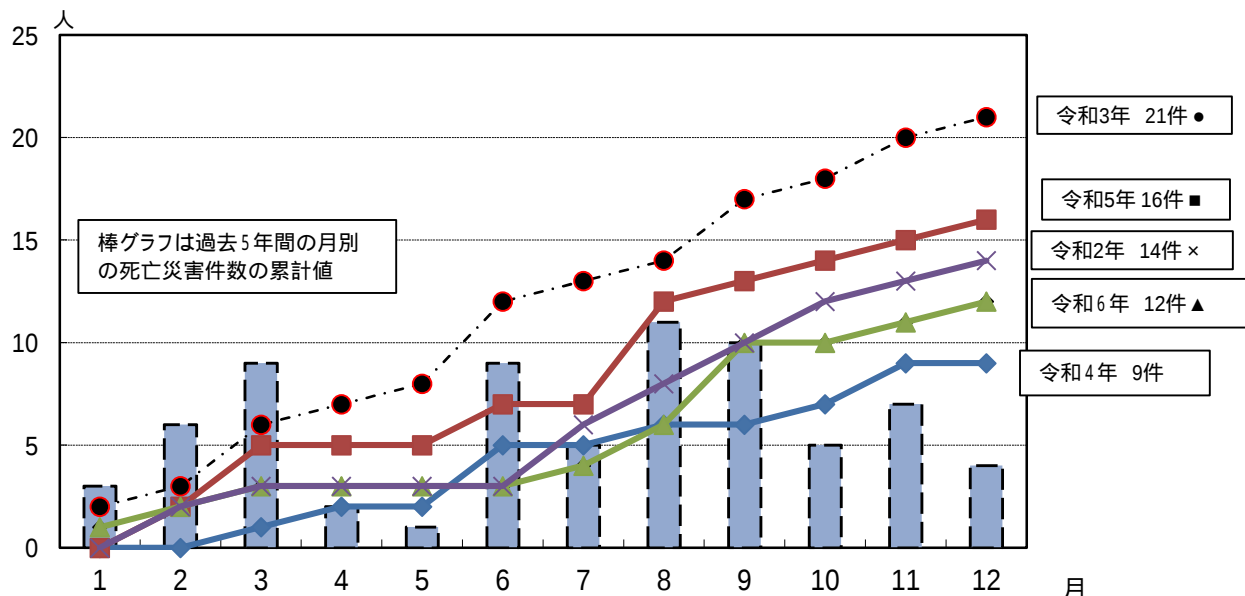
図7 - 2 建設業災害程度別の死傷者(横浜南署)



災害程度別の災害発生状況は、全産業、建設業とも「1月以上3月未満」が最多である。

8 建設業の月別死亡災害発生状況

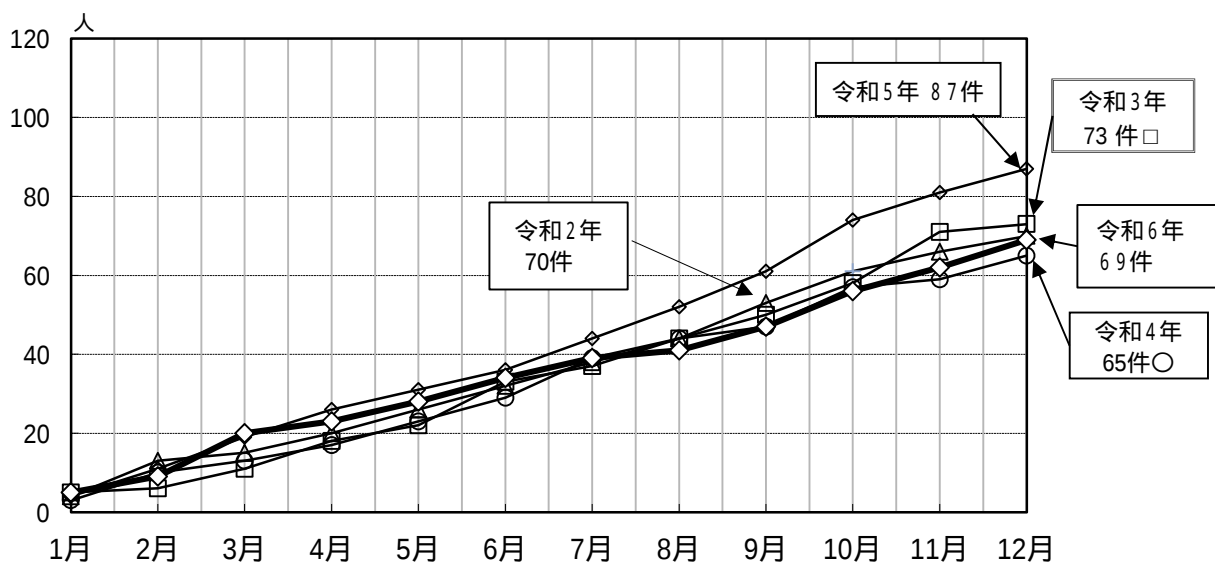
図8-1 月別の死亡災害発生状況(神奈川局) (新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和6年の神奈川局管内の建設業の死亡災害発生状況は図8-1の▲線のとおり合計12件である。過去5年の累計では8月、9月に死亡災害が多発する傾向がわかる。令和6年度は、月別では9月に4件発生が最多であり、次いで8月に2件が発生している。

8-2 建設業の月別累計死傷災害発生状況

図8-2 月別累計の死傷災害発生状況(横浜南署) (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



横浜南署管内の令和5年度の建設業の死傷災害は87件発生し、前年比+22件の大幅増加となったが、令和6年度は18件減少し69件となった。月別の発生件数では3月が11件と最多であり、次いで10月が9件であった。

令和6年 死亡災害発生状況

神 奈 川 労 働 局
令 和 7 年 4 月 速 報 値

	死 亡 災 害 把 握 数			死 亡 災 害 件 数		
	本 年 (令和6年)	前年同期 (令和5年)	前々年同期 (令和4年)	令和5年 (確定値)	令和4年 (確定値)	令和3年 (確定値)
製 造 業	6	4 (1)	2	4 (1)	2	8
建 設 業	12	16 (1)	9 (1)	16 (1)	9 (1)	21 (2)
交 通 輸 送 業						
陸 上 貨 物 運 送 事 業	6 (2)	9 (3)	5 (1)	9 (3)	6 (1)	2
港 荷 役 業		1		1		
商 業	3 (2)		6 (2)		6 (2)	3 (2)
清 掃 ・ と 畜 業	3	3	4	3	4	1
そ の 他	5 (1)	9 (2)	3 (2)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合 計	35 (5)	42 (7)	29 (6)	42 (7)	30 (6)	49 (9)

(注)：神奈川県労働局管内の事業者の死亡災害で、県外へ出張して業務中に被災したものを含みます。

死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。

() は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

令和7年 年間安全衛生標語

安全は 働くみんなでつくるもの 働くみんなを守るもの

令和7年度全国安全週間 スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

期間 令和7年7月1日(火)～7月7日(月)

(準備期間 令和7年6月1日(日)～6月30日(月))

14 令和6年 建設業における死亡災害の概要

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	1月 17時頃	その他の建設工事業 ～9人 25歳～29歳	化学設備 有害物等との接触	【発生状況】 ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。 【災害防止のポイント】 ガス管撤去工事等の特殊工事においては、十分に事前打ち合わせを行い、あらかじめ定められた作業標準、手順等により実施すること。 ガスを含め、酸素欠乏症等の窒息危険作業に当たっては作業教育訓練を行い、酸欠に対しての意識を高めること。 ガスが漏れる可能性のある作業においては、酸素濃度を十分に保つため、換気を行うこと。
2	2月 9時頃	土木工事業 10人～29人 60歳～64歳	作業床、歩み板 墜落、転落	【発生状況】 被災者が、ダンプトラックの荷台に道板2枚を掛けて、ドラグ・ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時にドラグ・ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者はドラグ・ショベルの下敷きとなった。 【災害防止のポイント】 トラック荷台において車両系建設機械を積み下ろす場合には、道板等を確実に荷台に固定させてから作業を行うこと。 傾斜等による車両系建設機械の転倒、転落による危険を防止するため、転倒時保護構造（堅固な運転室）を備えた車両系建設機械の導入に努めること。 車両系建設機械の運転時にはシートベルトを確実に着用すること。
3	3月 11時頃	その他の建設業 ～9人 20歳～24歳	足場 墜落、転落	【発生状況】 足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れ、足場上（高さ約10m）から墜落した。 【災害防止のポイント】 墜落転落防止措置 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、作業の順序等を決定し、安全帯の使用をすること。 足場の解体作業時の管理体制 足場の組立等の作業主任者を選任し、作業方法等を決定し、直接指揮の下、作業の進行状況、安全帯の使用状況を監視すること。 作業指揮者による安全な作業手順の徹底 墜落転落の危険のある個所における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に安全な作業手順による作業を直接指揮させること。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	7月 16時頃	土木工事業 ～9人 20歳～24歳	締固め用機械 墜落、転落	【発生状況】 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械（ローラー）を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8mの高さから当該機械ごと転落し、運転していた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。 【災害防止のポイント】 ローラー車を用いて作業を行うときは、転落等の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の調査を行い、作業場所の状況に適応した作業計画（運行経路、作業方法等）を定めて作業者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。 ローラー車の転落等の危険を防止するため、誘導者を配置して誘導を行わせ、又は転落危険箇所等に標識を設置する等により、運転者に危険箇所を認識させること。
5	8月 15時頃	その他の建設業 ～9人 40歳～44歳	高所作業車 感電	【発生状況】 送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。 【災害防止のポイント】 架空電線に近接した場所で伐採等作業を行うときには、感電の危険による災害を防止するため、作業開始前に、絶縁用防護具の装着状況及びひび、割れ等の損傷の有無を確実に点検すること。 上記の点検の結果、異常があった場合には、速やかに電力事業者に報告すること。 高所作業車の作業計画については、感電の危険を踏まえた離隔距離を明確にして、なるべく書面で作成し、高所作業車の運転手等関係者に対して確実に周知すること。
6	8月 10時頃	その他の建設業 ～9人 25歳～29歳	その他の電気設備 感電	【発生状況】 生コンプラント内の補修工事において、被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を持ったところ、うめき声が上がって硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したもの。 【災害防止のポイント】 単なる延長コードではなく、漏電しゃ断器を内蔵したコードリールを使用すること。 発汗する場合や、湿った場所、金属製の床等で移動式電気機械器具を用いる際には、床面にゴム板を敷いて、その上で作業すること。 既設のアース線があれば、必ずそれに器具のアース線を接続すること。 アース線がない場合には金属製の管等を活用する等してアース線を設け、それに接続すること。また、できるだけ、二重絶縁した電気機械器具を用いること。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	9月 10時頃	建築工事業 10～29人 15歳～19歳	掘削用機械 激突され	【発生状況】 解体工事現場においてドラグ・ショベルで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床で地表のドラグ・ショベルの運転手に無線で指示していたところ、誤ってドラグ・ショベルの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差で互い目視確認できない状態であった。 【災害防止のポイント】 車両系建設機械による作業を行うときには、当該機械に接触することによる危険が生ずる箇所に作業者を立ち入らせないこと。 やむを得ず立ち入らせる場合には誘導者を配置し、車両系建設機械等を誘導させること。また、誘導者は車両系建設機械の運転資格者等十分な知識及び経験を有する者とする。こと。 車両系建設機械及び関係作業者の可動範囲、接触防止措置を明確にした作業計画をあらかじめ書面で作成し、関係者に対して確実に周知すること。
8	9月 13時頃	その他の建設業 ～9人 60歳～64歳	足場 墜落、転落	【発生状況】 被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり高さ約1m墜落した。 【災害防止のポイント】 高さ2メートル未満の作業であっても、作業者の墜落・転落による危険を防止するため、より安定度の高い足場等を使用すること。 リスクアセスメントの見直しを図ること。 足場作業における災害事例を踏まえた安全教育を行うこと。
9	9月 16時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	水 おぼれ	【発生状況】 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 【災害防止のポイント】 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月)に基づき、次の対応等を行うこと。 現場の特性に応じた事前把握 作業中止基準、再開基準の設定・周知 迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
10	9月 16時頃	土木工事業 ～9人 45歳～49歳	水 おぼれ	【発生状況】 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 【災害防止のポイント】 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月)に基づき、次の対応等を行うこと。 現場の特性に応じた事前把握 作業中止基準、再開基準の設定・周知 迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底
11	11月 16時頃	土木工事業 ～9人 60歳～64歳	不整地運搬車 墜落、転落	【発生状況】 被災者が土砂の運搬のためキャリアダンプに乗車し、土砂の積み込み場所から降ろし場所まで走行していたところ、何らかの原因により左に急旋回し、高さ12mの建造中の擁壁から、キャリアダンプと共に転落して地面に激突した。 【災害防止のポイント】 不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適應する作業計画を定め、これにより作業を行わせること。 不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記計画に基づき、作業を指揮させること。 不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせること。 不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図ること。
12	12月 14時頃	土木工事業 10～29人 55歳～59歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	【発生状況】 宅地造成の現場において、ドラグ・ショベル2台を用いて掘削作業中に、上段に配置したドラグ・ショベルの地盤が崩れて転落し、下段に配置したドラグ・ショベルに激突し、運転席にいた労働者が死亡した。 【災害防止のポイント】 事前に作業を行う場所の地形、地質等の状況を把握し、使用する機械の種類等および作業の方法について作業計画を作成し、その計画に基づき作業を行うこと。 路肩及び傾斜地等において、機械の転落等の危険がある場合は常時誘導者を配置し、その者に誘導させること。 車両系建設機械の運行経路及び作業現場について路肩の崩壊及び不同沈下の防止、幅員の確保等転落防止措置を講じること。 関係作業者の安全教育を実施し、安全意識の向上を図るとともに、安全管理を徹底すること。

令和6年 労働者死傷病報告受理状況

横浜南 労働基準監督署

(令和7年3月末現在)

業 種	当 年 (令和6年)	うち コロナ 感	前 年 (令和5年)	うち コロナ 感	増減数	増減率
01 食料品製造	33 (0)		25 (0)		8 (0)	32.0%
02 繊維工業	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
03 衣服その他の繊維	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
04 木材・木製品	1 (0)		0 (0)		1 (0)	-
05 家具・装備品	1 (0)		0 (0)		1 (0)	-
06 パルプ等	3 (0)		1 (0)		2 (0)	200.0%
07 印刷・製本	2 (0)		0 (0)		2 (0)	-
08 化学工業	4 (0)		4 (0)		0 (0)	0.0%
09 窯業土石	1 (0)		1 (0)		0 (0)	0.0%
10 鉄鋼業	1 (0)		0 (0)		1 (0)	-
11 非鉄金属	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
12 金属製品	9 (0)		8 (0)		1 (0)	12.5%
13 一般機械器具	3 (0)		6 (0)		-3 (0)	-50.0%
14 電気機械器具	3 (0)		0 (0)		3 (0)	-
15 輸送機械製造	13 (0)		10 (0)		3 (0)	30.0%
16 電気・ガス	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
17 その他の製造	10 (0)		4 (0)		6 (0)	150.0%
01 製造業小計	84 (0)	0	59 (0)	0	25 (0)	42.4%
02 鉱業小計	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
01 土木工事	16 (0)		16 (0)		0 (0)	0.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	15 (0)		16 (0)		-1 (0)	-6.3%
02 木造家屋建築	4 (0)		10 (1)		-6 (1)	-60.0%
03 建築設備工事	2 (0)		4 (0)		-2 (0)	-50.0%
09 その他の建築工事	20 (0)		21 (0)		-1 (0)	-4.8%
02 建築工事	41 (0)		51 (1)		-10 (1)	-19.6%
03 その他の建設	12 (1)		20 (0)		-8 (1)	-40.0%
03 建設業小計	69 (1)	0	87 (1)	0	-18 (0)	-20.7%
01 鉄道等	3 (0)		4 (0)		-1 (0)	-25.0%
02 道路旅客	37 (0)		33 (0)	1	4 (0)	12.1%
03 道路貨物運送	81 (1)		72 (1)		9 (0)	12.5%
04 その他の運輸交通	3 (0)		2 (0)		1 (0)	50.0%
04 運輸交通業小計	124 (1)	0	111 (1)	1	13 (0)	11.7%
01 陸上貨物	23 (0)		18 (0)		5 (0)	27.8%
02 港湾運送業	17 (0)		22 (1)		-5 (1)	-22.7%
05 貨物取扱小計	40 (0)	0	40 (1)	0	0 (1)	0.0%
01 農業	5 (1)		3 (0)		2 (1)	66.7%
02 林業	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
06 農林業小計	5 (1)	0	3 (0)	0	2 (1)	66.7%
01 畜産業	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
02 水産業	0 (0)		0 (0)		0 (0)	-
07 畜産・水産業小計	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	-
01 卸売業	14 (0)		13 (0)		1 (0)	7.7%
02 小売業	133 (0)		107 (0)		26 (0)	24.3%
03 理美容業	2 (0)		2 (0)		0 (0)	0.0%
04 その他の商業	7 (1)	2	17 (0)		-10 (1)	-58.8%
08 商業	156 (1)	2	139 (0)	0	17 (1)	12.2%
01 金融業	4 (0)		5 (0)		-1 (0)	-20.0%
02 広告・あっせん	1 (0)		2 (0)		-1 (0)	-50.0%
09 金融広告業	5 (0)	0	7 (0)	0	-2 (0)	-28.6%
10 映画・演劇業	1 (0)		0 (0)		1 (0)	-
11 通信業	19 (0)		6 (0)		13 (0)	216.7%
12 教育研究	8 (0)		13 (0)		-5 (0)	-38.5%
01 医療保健業	45 (0)	27	110 (0)	89	-65 (0)	-59.1%
02 社会福祉施設	152 (0)	24	215 (0)	103	-63 (0)	-29.3%
03 その他の保健衛生	1 (0)		1 (0)	1	0 (0)	0.0%
13 保健衛生業	198 (0)	51	326 (0)	193	-128 (0)	-39.3%
01 旅館業	9 (0)		12 (0)		-3 (0)	-25.0%
02 飲食店	49 (0)		43 (0)		6 (0)	14.0%
03 その他の接客	12 (0)		9 (0)		3 (0)	33.3%
14 接客娯楽	70 (0)	0	64 (0)	0	6 (0)	9.4%
15 清掃・と畜	82 (1)		69 (0)	1	13 (1)	18.8%
16 官公署	1 (0)		1 (0)		0 (0)	0.0%
01 派遣業	1 (0)		0 (0)		1 (0)	-
02 その他の事業	70 (1)	2	54 (0)	1	16 (1)	29.6%
17 その他の事業	71 (1)	2	54 (0)	1	17 (1)	31.5%
合 計	933 (6)	55	979 (3)	195	-46 (3)	-4.7%

各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

第14次労働災害防止計画の推進状況

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年計画【令和7年4月作成】

計画の全体目標

- 2027年までに横浜南労働基準監督署管内の労働災害による**死亡者数を3人以下**とする。
- 2027年までに横浜南労働基準監督署管内の労働災害による休業4日以上**の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。（死傷者数723人以下）**

2022年（基準年）：死亡者数5人、死傷者数761人（新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。）

目標達成のための重点事項

【8つの重点対策】

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、建設業、製造業）
労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動）
化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質、石綿、粉じん、騒音、電離放射線）

本計画に基づく取組が確実に実施されるよう、次頁以降に示す重点項目ごとに取組状況に関する「アウトプット指標」と取組により期待される「アウトカム指標」を定め、計画進捗の評価を行い、必要に応じて計画に見直しを行います。

	基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
（初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値）						
死亡災害を2027年までに 3人以下 とする。	5	2027年までに3人以下とする。				
		4人	6人	人	人	人
死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに 5%以上減少 する。	761	753人	745人	738人	730人	723人
		768人	865人	人	人	人

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号、以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進 【アウトプット指標】

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
転倒災害対策	転倒災害が災害全体に占める割合を26％以下とする	199 人	197 人 227 人	195 人 255 人	192 人 人	190 人 人	187 人 人
		26.1 %	26.1 % 28.8 %	26.1 % 29.4 %	26.0 % %	26.0 % %	25.8 % %
	転倒災害の平均休業見込日数を35日以下とする	43.3 日	41 日 41.7 日	39 日 42.5 日	37 日 日	35 日 日	34 日 日
		休業見込35日未満の受理件数	119 件	155 件	163 件	件	件
	休業見込35日以上 of 受理件数	80 件	72 件	92 件	件	件	件
	腰痛	社会福祉施設で発生する腰痛災害を災害全体の13％以下とする	16 件	12 件	20 件	件	件
13.4 %			34.3 %	16 %	%	%	%
全業種の腰痛災害発生件数		44 件	35 件	55 件	件	件	件

イ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
高齢労働者（60歳以上）の災害が災害全体に占める割合を26%以下とする		243 人	232 人	220 人	209 人	198 人	187 人
			245 人	267 人	人	人	人
		31.9 %	30.8 %	29.5 %	28.3 %	27.1 %	25.8 %
			31.1 %	30.8 %	%	%	%

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
外国人労働者の災害を災害全体に占める割合を4%以下とする		29 件	28 件	28 件	28 件	27 件	27 件
			32 件	45 件	件	件	件
		3.8 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %
			4.1 %	5.2 %	%	%	%

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
陸上貨物運送事業における死傷災害5%以上減少する（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計）		97 件	96 件	95 件	94 件	93 件	92 件
			90 件	102 件	件	件	件
建設業	建設業における死傷災害を5%以上減少する	65 件	64 件	64 件	63 件	62 件	61 件
			87 件	65 件	件	件	件
製造業	建設業における死亡災害を0件にする	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
			1 件	1 件	件	件	件
	製造業における死傷災害を5%以上減少する	85 件	84 件	83 件	82 件	81 件	80 件
			59 件	84 件	件	件	件
	食料品製造業における死傷災害を5%以上減少する	30 件	29 件	29 件	29 件	28 件	28 件
			25 件	33 件	件	件	件
	製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害を5%以上減少する	16 件	16 件	16 件	16 件	15 件	15 件
			11 件	12 件	件	件	件

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
港湾運送事業における死傷災害5%以上減少する		16 件	16 件 22 件	16 件 13 件	16 件 件	15 件 件	15 件 件
第三次産業	小売業における死傷災害5%以上減少する	98 件	97 件 107 件	96 件 131 件	95 件 件	94 件 件	93 件 件
	社会福祉施設における死傷災害5%以上減少する	119 件	118 件 114 件	117 件 126 件	115 件 件	114 件 件	113 件 件
	飲食業における死傷災害5%以上減少する	45 件	44 件 43 件	44 件 47 件	44 件 件	43 件 件	42 件 件
	ビルメンテナンス業における死傷災害5%以上減少する	52 件	51 件 46 件	51 件 56 件	50 件 件	50 件 件	49 件 件

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
有害物との接触、爆発、火災による災害発生件数を5%以上減少する		4 件	2027年までに5%減少させる				
			2 件	1 件	件	件	件
熱中症の発生件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少する		6 件	2027年までに13次防機関と比べて減少させる				
			8 件	3 件	件	件	件

神奈川労働局からの御協力のお願い（アンケートに御回答ください。）

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取り組んでいただくことが、大変重要であることから、神奈川労働局では、労働災害防止対策の実態を把握するためのアンケートを実施させていただいております。

神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又はQRコードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に1回だけの御回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

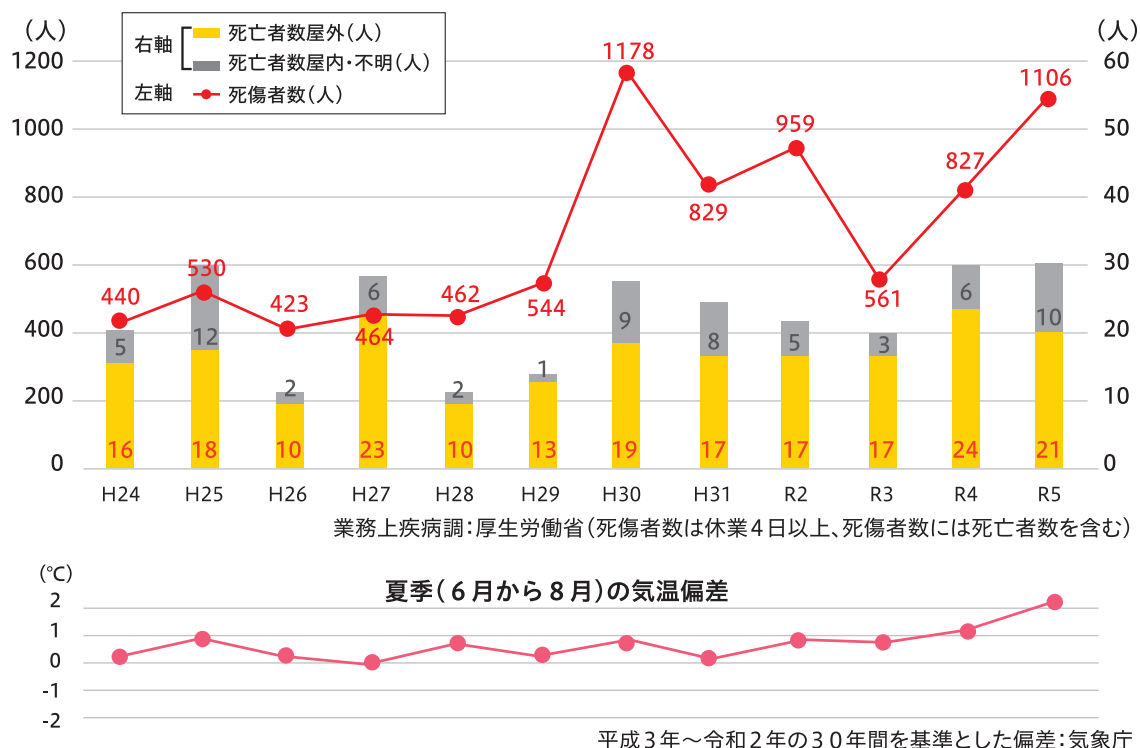
本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>
アドレスのQRコード



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

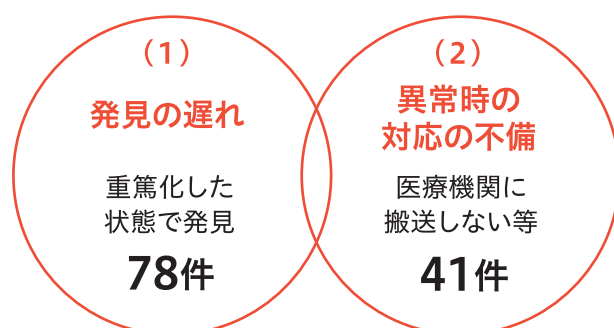
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

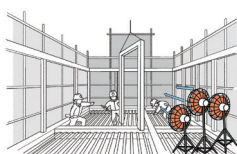
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面
からの照り返しを遮ることができる簡易
な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備え
た休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場
所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の
未摂取等が熱中症の発症に影響を与える
おそれがあることに留意の上、日常の健康
管理について指導を行うとともに、必要に
応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化
(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく
影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取
及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性
及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、
労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者
に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

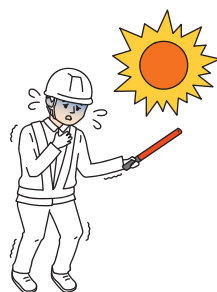


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

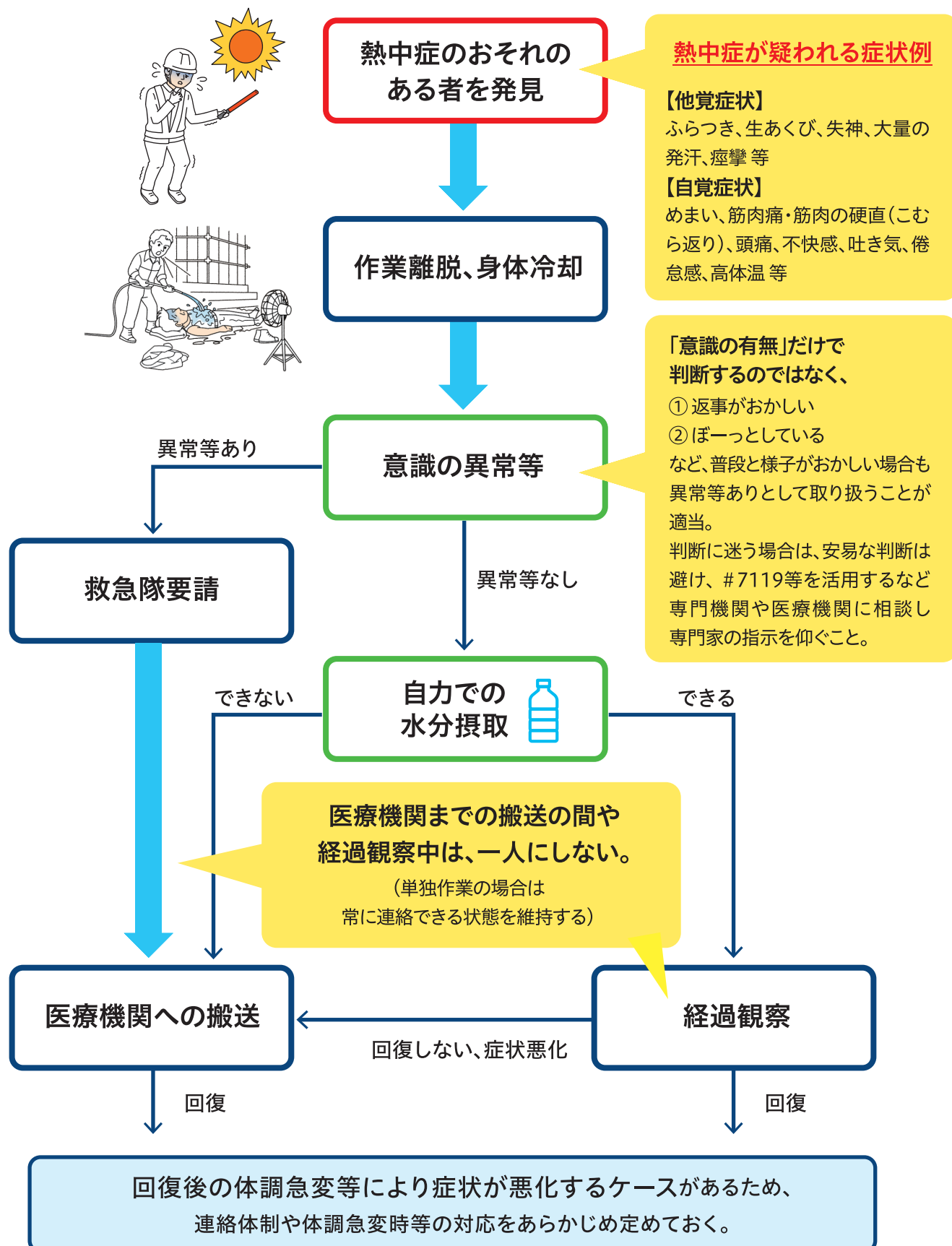
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれ
ある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

自分で できる



7

つのこと



1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)



▶ 動画はQRから

1-2

(作業者編)



▶ 動画はQRから

2

応急手当と
水道水散布法

▶ 動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1

(管理者編)



▶ 動画はQRから

3-2

(確認
作業者編)

▶ 動画はQRから

4

暑熱順化



▶ 動画はQRから

5

水分塩分
同時補給

▶ 動画はQRから

6

プレクーリング



▶ 動画はQRから

7

健康管理



▶ 動画はQRから

1

熱中症を
正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる

熱中症になる要因は、

- 「蒸し暑さ」
- 「暑さに慣れていない」
- 「水分・塩分の不足」
- 「長時間連続作業」

対策として、
以下の②～⑦を適切に講じてください

2

応急手当と
水道水散布法

- I度(軽度)** 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)** 頭痛や吐き気、だるい等の症状
→医療機関を受診(状況のよくわかる人が医療機関に同行)
- III度(重症)** 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状
→救急車を要請
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却



3

暑さ指数の
活用

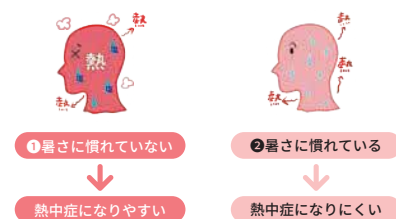
- 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの**
暑さ指数を活用するための4つのステップ
①暑さ指数の測定
②着用している作業着などを考慮して測定値を補正
③危険度を確認して対策
④作業者への周知

31~33	危険
28~31	厳重警戒
25~28	警戒
21~25	注意

4

暑熱順化

- 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと**
入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
暑さに体が慣れても**数日間職場を離れると効果は消滅**
運動や入浴などで汗をかくて暑熱順化することもできる



5

水分塩分
同時補給

- 水分と塩分は同時に補給**
のどが渴いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある

のどが渴く前に、仕事の合間に、
こまめに水分を補給することが大切

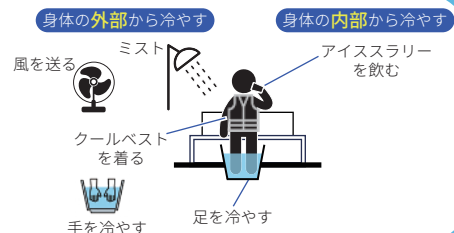
脱水症セルフチェック

もどに戻るのに
2秒以上かかれば「脱水」
の疑いありつままれた爪の色が
白からピンクに戻るのに
3秒以上かかれば脱水症
を起こしている可能性あり

6

プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、
作業中に体温が上がるのを緩やかにする**
プレクーリングの方法は以下の2つ
○ 身体の外から冷やす方法
○ 内部から冷やす方法



7

健康管理

- 管理者:**
現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認



- 作業者:**
単独作業を避け、声をかけ合う
こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

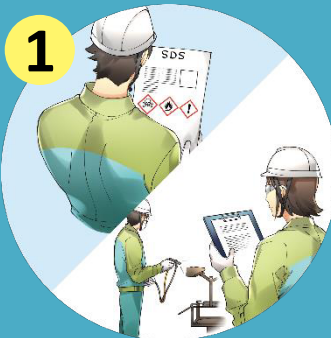
※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



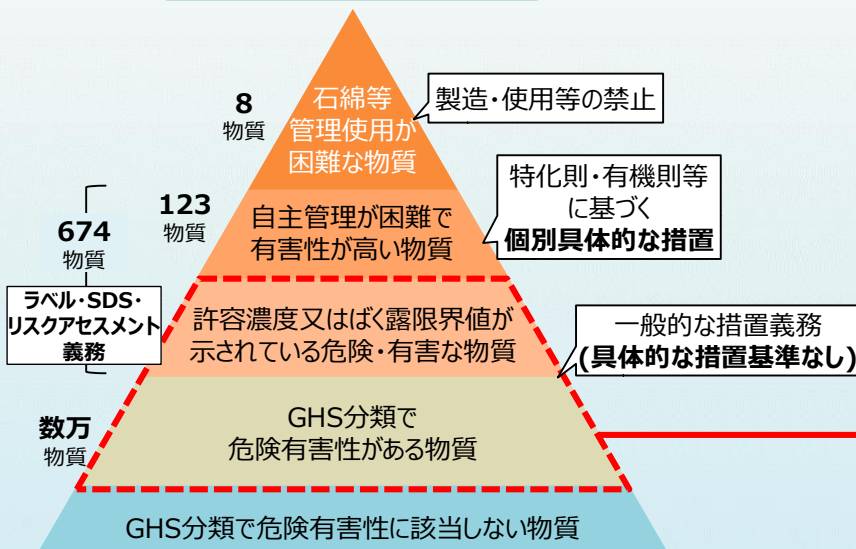
リスクアセスメントの実施



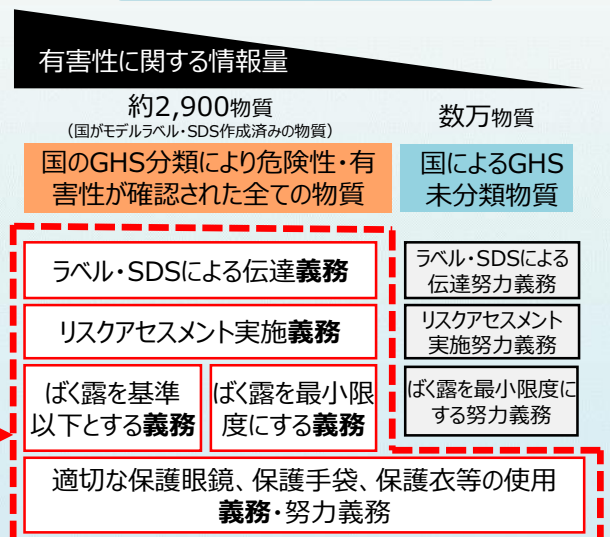
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



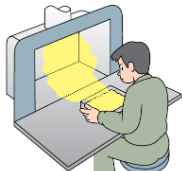
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



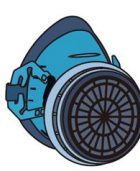
代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

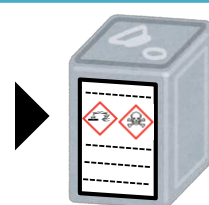
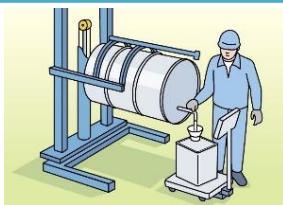
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

32

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
実施体制の確立	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
情報伝達の強化	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

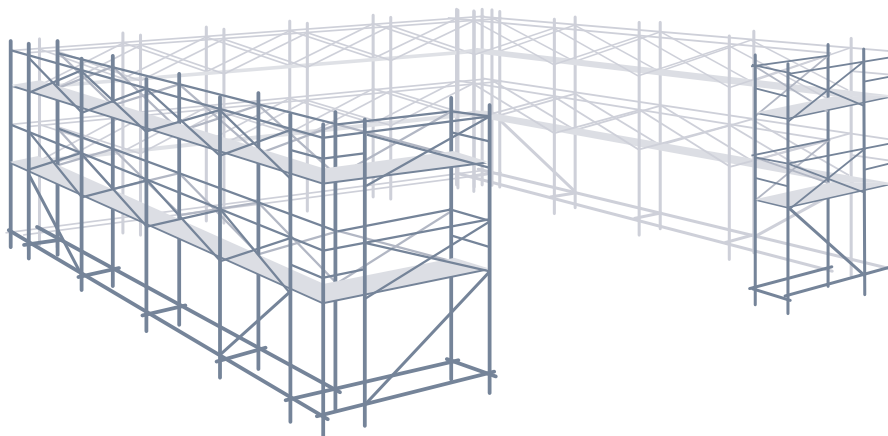
請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

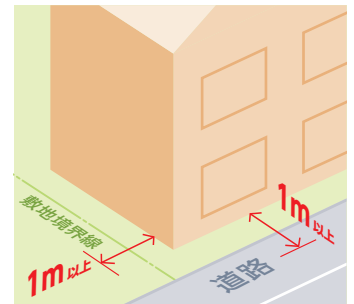
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

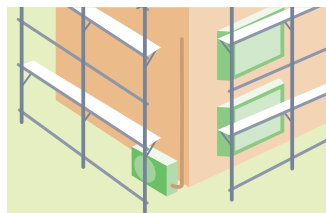
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

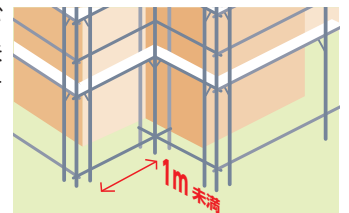


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

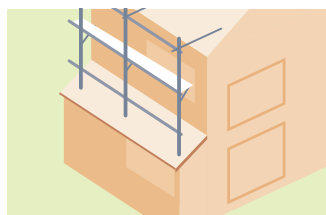
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



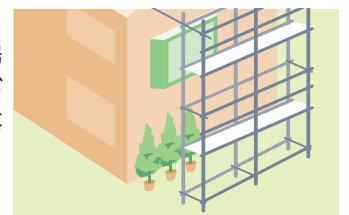
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



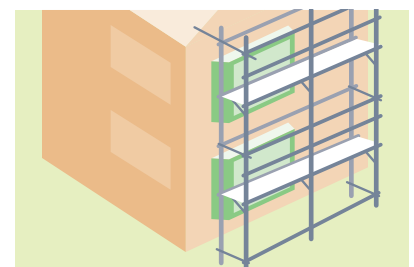
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

神奈川県労働局

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

労働基準部 安全課 電話045 (211) 7352
健康課 電話045 (211) 7353

労働基準監督署

署 名	管轄区域	郵便番号	住 所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	安全衛生 045-211-7375 監 督 045-211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区、但し鶴見区扇島を除く）	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生 045-279-5486 監 督 045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生 044-244-1273 監 督 044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 監 督 044-382-3190
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1 - 8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑 区）	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	安全衛生 045-474-1252 監 督 045-474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、寒川町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 高座郡	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生 0466-97-6748 監 督 0463-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	安全衛生 046-401-1960 監 督 046-401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生 042-861-8631 監 督 042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生 045-287-0274 監 督 045-332-9311